

(作成日：平成 21 年 12 月 10 日)
(最終更新日：令和 2 年 12 月 21 日)

英国及び欧州連合向け輸出水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の 取扱要綱

1 目的

この要綱は、英国及び欧州連合の加盟国（本要綱において「EU等」という。）向けに輸出される水産製品について、2008年9月29日付け「違法・無報告・無規制（IUU）漁業を防止し、抑止し、及び廃絶するための欧州共同体システムを確立する欧州連合理事会規則第1005/2008号」（本要綱において「IUU漁業規則」という。）に則した漁獲証明書及び加工証明書（本要綱において「漁獲証明書等」という。）を発給するため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく漁獲証明書等の発行等に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁船 営利目的による水産資源の採捕に使用される船舶及び当該採捕の付随行為（探索、集魚、漁獲物の保蔵又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これに準ずる行為をいう。）に使用される船舶（コンテナ船を除く。）をいう。
- (2) 小規模漁船 次のいずれかに該当する漁船をいう。
 - ① 牽引漁具（手動操作を伴う小型漁具（ネット・ホーラ、ライン・ホーラ等）を除く。以下この項において同じ。）を搭載していない全長12m未満の漁船
 - ② 牽引漁具を搭載している全長8m未満の漁船
 - ③ 甲板上に構造物（船橋、船室及び甲板室をいう。）がない漁船
 - ④ 国際総トン数20トン未満の船舶又は日本国内総トン数12トン未満の漁船
- (3) 水産製品 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（本要綱において「HS条約」という。）の品目表の3類並びに1604及び1605に分類される全てのものをいう（製品形態（未加工品、加工品）や輸送方法の別は問わない。）。
- (4) 積送品 一輸出者から一荷受人に同時に送られた水産製品又は一輸出者

から一荷受人への発送に用いられる単一の運送書類によって取り扱われる水産製品をいう。

- (5) 旗国 漁船が登録され、及び当該漁船が国旗を掲げる権利を有する国又は地域をいう。
- (6) 日本産原料種 我が国を旗国とする漁船によって採捕された水産製品の原料種をいう。
- (7) 外国産原料種 我が国以外の国又は地域を旗国とする漁船によって採捕された水産製品の原料種をいう。

3 漁獲証明書及び加工証明書

- (1) E U等に水産製品を輸出しようとする者（第3国を経由してE U等に間接輸出をしようとする者も含む。）は、あらかじめ、日本産原料種を用いた水産製品（日本産原料種を用いて加工した水産製品を含む。）にあつては漁獲証明書の発給を、外国産原料種を用いて加工した水産製品にあつては加工証明書の発給を、それぞれ受けるものとする。
- (2) (1)にかかわらず、別紙1に掲げる水産製品をE U等に輸出する場合には、本要綱に基づく漁獲証明書及び加工証明書（本要綱において「漁獲証明書等」という。）の発給を受けることを要しない。
- (3) (1)にかかわらず、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）が採用する保存措置10-05(2008)に規定するマジュランアイナメに関する漁獲証明書制度、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）が採用するICCAT 勧告08-12に規定するICCATクロマグロ漁獲証明書プログラム又はみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）が採用する第15回年次会合で採択されたCCSBT決議に規定されるCCSBT漁獲証明書制度の対象となる種から得た水産製品を、同制度に基づく漁獲証明書（再輸出証明書を含む。）を添付してE U等に輸出する場合には、本要綱に基づく漁獲証明書等の発給を受けることを要しない。
- (4) (1)の漁獲証明書等は、水産庁が発給するものとする。ただし、都道府県が、当該都道府県の所管漁業について漁獲証明書を発給しようとするときは、別紙2により水産庁に申請し、証明書発給機関として登録されることにより行うことができる。
- (5) (4)のただし書により都道府県が漁獲証明書を発給する場合の手續、要件等については、本要綱に準じて、別途、当該都道府県が定めるものとする。

(6) 水産庁は、漁獲証明書を発給するに際して、都道府県に対して当該都道府県の所管漁業に係る情報提供等の協力を要請することができるものとする。

4 漁獲証明書の発給手続き

(1) EU等に日本産原料種を用いた水産製品（日本産原料種を用いて加工した水産製品を含む。）を輸出しようとする者は、別紙3の漁獲証明書様式に必要な事項の記入等を行い、(5)の発給要件に適合することを証明する(6)の各号に掲げる書類を添付した上で、別紙4の発給申請書により、6の申請方法に従って漁獲証明書の発給申請を行うものとする。

(2) (1)にかかわらず、小規模漁船によって採捕され、かつ我が国の港に水揚げされた日本産原料種を用いた水産製品（日本産原料種を用いて加工した水産製品を含む。）を単一の積送品として輸出しようとする場合には、別紙5の小規模漁船用の簡易漁獲証明書様式により漁獲証明書の発給申請を行うことができるものとする。

(3) 漁獲証明書の発給申請は、輸出される水産製品の単一積送品ごとに行うものとする。

(4) 水産庁は、申請内容を審査した上で、(5)の発給要件に適合すると認めるときは、統一された文書番号を付し、担当官の署名及び捺印をした漁獲証明書を申請者に発給するものとする。

(5) 漁獲証明書の発給は、以下のすべてを満たす場合に行うものとする。

- ① 申請の対象となる漁船が、漁船法（昭和25年法律第178号）に基づき登録されていること。
- ② 申請の対象となる漁船の使用者が、漁業の許可を受け又は漁業の免許に基づき漁業の許可を受け若しくは漁業を営む権利を有している等、適法に漁業を営んでいること。
- ③ 申請の対象となる水産製品が、漁業に関する法令に基づき適法に採捕されたもの又はこれを加工したものであること。
- ④ 申請の対象となる漁船及び関連業者が、EUのIUU漁業規則によって公表されたIUU漁業船舶リストその他のIUU漁業に係るリストに掲載されていないこと。
- ⑤ 原則的に、申請の対象となる漁船が、「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」（本要綱において「EU向け輸出水産食品の取扱要綱」という。）に基づき登録された冷凍船又は生産漁船であること。
- ⑥ 原則的に、申請の対象となる水産製品が加工されている場合には、当該加工がEU向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき認定された加工施設（加工船を含む。）で行われていること。

⑦ 申請書の記載内容が適正であること。

(6) 漁獲証明書の申請に必要な添付書類は、次のものとする。

- ① 漁業許可証、漁業免許証又は免許漁業原簿の写し
- ② 都道府県の所管漁業に係る水産製品にあっては、別紙6の都道府県の所管漁業の確認報告書
- ③ 船舶検査証書及び漁船原簿の写し（船舶検査証書の写しについては、我が国沿岸12海里以内で操業する国内総トン数20トン未満の船舶に係るものを除く。）
- ④ 申請の対象となる水産製品に係る漁船又は加工施設が、EU向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき登録された冷凍船若しくは生産漁船又はEU向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき認定された施設であることが確認できる書類
- ⑤ EU等向け輸出製品のインボイス（INVOICE）の写し（提出予定のものでも可。ただし、審査終了後に訂正等があった場合は訂正したものを水産庁に再提出すること。）
- ⑥ 漁獲証明書に記載された水産製品の売買関係書類（売人・買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できる書類とし、漁業者から輸出者までの間の全ての売買関係書類とする。）の写し
- ⑦ 申請の対象となる水産製品の原料種に関して国外陸揚げ又は転載が行われている場合にあっては、漁獲物等の国外陸揚げ又は転載の農林水産大臣許可書の写し並びに漁獲物等の国外陸揚げ及び転載の農林水産大臣への届出書の写し
- ⑧ 漁獲証明書に記載された水揚げ重量等の数値とEU等に輸出される水産製品の重量の数値に乖離があり、EU等の税関当局に対しその理由の詳細な説明を要する場合にあっては、日本産原料種の加工に係る説明書類（和文及び英文で作成すること。）
- ⑨ 代理申請を行う場合には、代理申請者委任状
- ⑩ その他水産庁の担当官が漁獲証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類（申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）

5 加工証明書の発給手続き

(1) EU等に外国産原料種を用いて加工した水産製品（本要綱において「加工水産製品」という。）を輸出しようとする者は、別紙7の加工証明書様式に必要事項の記入等を行い、(4)の発給要件に適合することを証明する(5)の各号に掲げる書類を添付した上で、別紙8の発給申請書により、6の申請方法に従って加工証明書の発給申請を行うものとする。

(2) 加工証明書の発給申請は、輸出される加工水産製品の単一積送品ごとに

行うものとする。

(3) 水産庁は、申請内容を審査した上で、(4)の発給要件に適合すると認めるときは、統一された文書番号を付し、担当官の署名及び捺印をした加工証明書を申請者に発給するものとする。

(4) 加工証明書の発給は、以下のすべてを満たす場合に行うものとする。

- ① 申請の対象となる加工水産製品の原料種について、適正に採捕されたものであることを証明する旗国の当局が発行した漁獲証明書が添付されていること。
- ② 申請に関連する業者が、EUのIUU漁業規則によって公表されたIUU漁業船舶リストその他のIUU漁業に係るリストに掲載されていないこと。
- ③ 原則的に、申請の対象となる加工施設(加工船を含む。)が、EU向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき認定された施設であること。
- ④ 申請書の記載内容が適正であること。

(5) 加工証明書の申請に必要な添付書類は、次のものとする。

- ① 旗国が発給した漁獲証明書の写し
- ② 旗国の漁獲証明書に記載された水産製品の売買関係書類(売人・買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できる書類とし、旗国の原料輸出者から日本の加工水産製品輸出者までの間の全ての売買関係書類とする。)の写し
- ③ 申請の対象となる加工水産製品に係る加工施設が、EU向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき認定された施設であることが確認できる書類
- ④ EU等向け輸出製品のインボイス(INVOICE)の写し(提出予定のものでも可。ただし、審査終了後に訂正があった場合は訂正したものを水産庁に再提出すること。)
- ⑤ 加工証明書に記載された総水揚げ重量等の数値とEUに輸出される加工水産製品の重量の数値に乖離があり、EU等の税関当局に対しその理由の詳細な説明を要する場合にあっては、外国産原料種の加工に係る説明書類(和文及び英文で作成すること。)
- ⑥ 代理申請を行う場合にあっては、代理申請者委任状
- ⑦ その他水産庁の担当官が加工証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類(申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等)

6 水産庁への漁獲証明書等の申請方法

(1) 以下の連絡先を漁獲証明書等の発給申請の提出先及び連絡窓口とする。

<連絡先>

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内線 6811）

03-6744-1867（直通）

F A X：03-3591-6867

- (2) 受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 12 時までとする（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）。
- (3) 漁獲証明書等の発給の申請は、(1) の提出先に申請書類を持参し、又は郵送することにより行うことができるものとする。
- (4) 水産庁担当官が署名し及び捺印した漁獲証明書等の郵送を希望する場合には、(1) の連絡先に問い合わせの上、必要な指示を受けるものとする。

7 虚偽報告等があった場合の是正措置

- (1) 水産庁は、漁獲証明書等の発給後に申請内容に虚偽があったこと等が判明した場合には、発給した当該漁獲証明書等を取り消すものとする。
- (2) 水産庁は、漁獲証明書等の取消しを行った場合には、その旨を E U 等に通報するものとする。また、当該取消しが悪質な虚偽報告に基づくものであるときには、関連業者名（輸出入業者、漁業者、加工業者等）についても E U 等に通報する場合があるものとする。

附則

- (1) 本要綱は、平成 22 年 1 月 1 日以降に漁船を利用して採捕した水産物を原料とする水産製品（原魚を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用する。ただし、平成 21 年 12 月 1 日から同月 31 日までの間に漁獲された水産物を原料とする水産製品に関して、漁獲証明書等の発給を受けることをさまたげない。
- (2) 本要綱に基づく漁獲証明書等の発給の申請は、平成 22 年 1 月 4 日から受け付けるものとする。ただし、(1) のただし書による発給申請は、平成 21 年 12 月 10 日から受け付けるものとする。
- (3) 本要綱は、E U の I U U 漁業規則の実施状況及び運用状況を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

(別紙1：漁獲証明書等の発給を受けることを要しない水産製品)

漁獲証明書等の発給を受けることを要しない水産製品

1. 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (HSコード (本要綱において「HS」という。)) 3類)

- (1) 生きた観賞用の魚
- (2) 稚魚又は幼生を用いて生産された養殖水産物を原料とする水産製品 (原魚を含む。)
- (3) 淡水水産製品 (原魚を含む。)
- (4) 魚及び水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット (食用に適するものに限る。)
- (5) 甲殻類、イカ及びタコ以外の水棲無脊椎動物

2. 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 (HS16類)

- (1) 稚魚又は幼生を用いて生産された養殖水産物を原料とする調製品
- (2) 淡水水産製品の調製品
- (3) 水棲無脊椎動物の調製品 (甲殻類の調製品並びにイガイ、ホタテガイ、カキ及び巻き貝以外の軟体動物の調製品を除く。)

(注) HSコードとは、HS条約の品目表において定められたHSと数桁の数字で表記された番号をいう。

(別紙 2 : 漁獲証明書発給機関登録の申請書の様式)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事

E U等向け輸出水産製品の漁獲証明書発給機関登録申請書

下記のとおり、漁獲証明書発給機関として登録されるよう申請します。

記

1. 漁獲証明書の発給を行う機関の名称、住所、電話番号及び漁獲証明書に押印する公印の印影
2. 当該機関が、漁獲証明書に含まれている情報の正確さを認証する権限及び水産庁等からの要請を受けて漁獲証明書の検証を行う権限を与えられている法令上の根拠
3. 漁獲証明書の発給に関する取扱要綱（案でも可）
4. 漁獲証明書の発給体制図
5. 所管漁業による漁獲物のE U等への輸出実績（第三国を経由した間接輸出も含む。）
6. 本申請に関する都道府県の担当者（又は担当部署）の氏名（又は名称）及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）

4. Applicable Conservation and Management Measures on Fish Material(s) of Fishery Products to Fishing Vessel (Tick as applicable.)

- Domestic conservation and management measures:
 Vessel number limit Vessel tonnage limit Fishing gear restrictions
 Catch limit Catch effort limit Closed season Closed area
 RFMOs' conservation and management measures:
 Authorized vessel to fish Vessel number limit Fishing gear restrictions
 Catch limit Catch effort limit Closed season Closed area
 Other measures: ()

5. Signature and Seal of Fishing Master of Fishing Vessel (or Authorized Representative of Fishing Company)

Name and address:	Signature:	Date:	Seal:
-------------------	------------	-------	-------

6. Declaration of Transshipment at Sea (Yes • Non) (Tick as applicable.)

Name of fishing master of fishing vessel (or authorized representative of fishing company):	Signature and date:	Transshipment date/area/position (lat. and long.):	Estimated weight (kg):
--	---------------------	--	------------------------

Name of master of receiving vessel (or authorized representative of vessel company):	Signature and date:	Vessel name:	Call sign (if applicable):	IMO/Lloyd's number (if issued):
---	---------------------	--------------	----------------------------	---------------------------------

7. Declaration of Transshipment within a Port Area (Yes • Non) (Tick as applicable.)

The Flag State Authority of the Section 1 validates the following information at the Section 7.

Name of fishing master of fishing vessel (or authorized representative of fishing company):	Signature and date:	Transshipment date/port:	Estimated weight(kg):
--	---------------------	--------------------------	-----------------------

Name of master of receiving vessel (or authorized representative of vessel company):	Signature and date:	Vessel name:	Call sign (if applicable):	IMO/Lloyd's number (if issued):
---	---------------------	--------------	----------------------------	---------------------------------

8. Signature and Seal of Exporter

Name and address:	Signature:	Date:	Seal:
-------------------	------------	-------	-------

9. Transport Details (see Appendix)**10. Importer Declaration**

Name and address of importer:	Signature:	Date:	Seal:	Product CN code:
Documents under articles 14(1), (2) of regulation (EC) No.1005/2008:	References:			

11. Import Control- Authority

Name of import control authority:	Place:	Importation authorised(*):	Importation suspended(*):	Verification requested-date:
Customs declaration (if issued):	Number:	Date:	Place:	

(*) Tick as appropriate

(II) EUROPEAN COMMUNITY RE-EXPORT CERTIFICATE			
Certificate number	Date	Member State	
1. Description of re-exported product:		Weight(kg)	
Species	Product code	Balance from total quantity declared in the catch certificate	
2. Name of re-exporter	Address	Signature	Date
3. Authority			
Name/Title	Signature	Date	Seal/Stamp
4. Re-export control			
Place:	Re-export authorized*	Verification requested*	Re-export declaration number and date

(*)Tick as appropriate

Appendix
Transport Details

1 . Country of exportation :				
2 . Port/airport/other place of departure on a single consignment :				
3 . Transport methods and information from departure place		4 . Exporter signature		
<ul style="list-style-type: none"> • Vessel name and flag country: • Flight Number/ Airway Bill Number: • Truck Nationality and Registration Number: • Railway bill number: • Other transport document: 	Container number(s) : (if applicable) list attached	Name:	Address:	Signature:

(別紙4：漁獲証明書の発給申請書の様式)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名)

EU等向け輸出水産製品の漁獲証明書の発給申請書

下記のEU等向け輸出水産製品に係る漁獲証明書の発給を申請します。

記

1. 水産製品の原料種
2. 原料種の生産方法（漁船名、漁業種類、漁業許可（免許）番号、船全長（LOA）、日本国内総トン数（又は国際総トン数）
3. 漁業者（会社）の氏名（名称）及び住所
4. 輸出水産製品の名称及びHSコード
5. 輸出水産製品重量（kg）
6. 輸出水産製品金額（千円、FOB価格）

輸出水産製品の名称	HSコード	輸出水産製品重量 (kg)	輸出水産製品金額 (千円、FOB価格)

7. 仕向国及びISOコード
8. 積込港、出港予定日及び輸送手段
9. 申請担当者の氏名及び連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）

5. Signature and Seal of Exporter				
Name and address:	Signature:	Date:	Seal:	
6. Transport Details (see Appendix)				
7. Importer Declaration				
Name and address of importer:	Signature:	Date:	Seal:	Product CN code:
Documents under articles 14(1), (2) of regulation (EC) No.1005/2008:	References:			
8. Import Control Authority				
Name of import control authority:	Place:	Importation authorised(*):	Importation suspended(*):	Verification requested-date:
Customs declaration (if issued):	Number:	Date:	Place:	

(*)Tick as appropriate

(II) EUROPEAN COMMUNITY RE-EXPORT CERTIFICATE			
Certificate number	Date	Member State	
1. Description of re-exported product:		Weight(kg)	
Species	Product code	Balance from total quantity declared in the catch certificate	
2. Name of re-exporter	Address	Signature	Date
3. Authority			
Name/Title	Signature	Date	Seal/Stamp
4. Re-export control			
Place:	Re-export authorized*	Verification requested*	Re-export declaration number and date

(*)Tick as appropriate

Appendix

Transport Details

1. Country of exportation :					
2. Port/airport/other place of departure on a single consignment :					
3. Transport methods and information from departure place		4. Exporter signature			
<ul style="list-style-type: none"> • Vessel name and flag country: • Flight Number/ Airway Bill Number: • Truck Nationality and Registration Number: • Railway bill number: • Other transport document: 		Container number(s) : (if applicable) list attached	Name:	Address:	Signature:

(別紙6：都道府県の所管漁業の確認報告書の様式)

番 号
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

都道府県水産物輸出担当課長

都道府県の所管漁業の確認報告書

別添のとおり、EU等向け輸出水産製品に係る漁獲証明書の発給に関して、対象漁船に関する確認依頼申請があり、内容を審査したところ、下記の当該申請に係る漁業者(漁業会社)及び漁船等に関する記載事項は適当と認められたので報告します。

記

1. 申請者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称及び所在地)
2. 漁船の船長(又は漁船所有(運航)会社の代表者)の氏名及び住所*
3. 漁船の情報
 - ・漁船名
 - ・漁船登録番号
 - ・漁業許可(免許)の名称及び番号
 - ・漁業根拠地*
4. 水産製品の情報
 - ・輸出水産製品の原料種
 - ・漁獲年月日*
 - ・漁獲水域
 - ・水揚げ港
 - ・水揚げ年月日*
 - ・推定原魚重量(kg)*
 - ・推定水揚げ重量(kg)、又は、検証された水揚げ重量(kg)(該当する場合)
5. 当該漁船に適用される水産製品の原料種に関する保存管理措置(該当するものを○で囲むこと。)
 - ①国内の保存管理措置
漁船の隻数制限、漁船のトン数制限、漁具制限、漁獲量制限、漁獲努力量制限、禁漁期、禁漁海区
 - ②地域漁業管理機関の保存管理措置
正規登録漁船、漁船の隻数制限、漁具制限、漁獲量制限、漁獲努力量制限、禁漁期、禁漁海区
 - ③その他の保存管理措置()

注) *の項目については、小規模漁船に係るものについては不要。

(別添：確認依頼申請書の参考様式)

番 号
年 月 日

都道府県水産物輸出担当課長 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

都道府県の所管漁業の確認依頼申請書

E U等向け輸出水産製品に係る漁獲証明書の水産庁への発給申請に際して、下記の都道府県の所管漁業に関する確認報告書の発給を申請します。

記

1. 漁船の船長（又は漁船所有者（運航）会社の代表者）の氏名及び住所*
2. 漁船の情報
 - ・漁船名
 - ・漁船登録番号
 - ・漁業許可（免許）の名称及び番号
 - ・漁業根拠地*
3. 水産製品の情報
 - ・輸出水産製品の原料種
 - ・漁獲年月日*
 - ・漁獲水域
 - ・水揚げ港
 - ・水揚げ年月日*
 - ・推定原魚重量(kg)
 - ・推定水揚げ重量(kg)、又は、検証された水揚げ重量(kg)（該当する場合）
4. 添付書類
 - ① 漁業許可証、漁業免許証又は免許漁業原簿の写し
 - ② 船舶検査証書及び漁船原簿の写し（ただし、船舶検査証書の写しについては、我が国沿岸 12 海里以内で操業する国内総トン数 20 トン未満の船舶は除く。）
5. 申請担当者の氏名及び連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス）

注) *の項目については、小規模漁船に係るものについては不要。

(別紙 7 : 加工証明書の様式)

Japanese Form of Statement under Article 14(2) of EU's IUU Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing (referred to as "Processing Certificate" in Japan)

I (responsible person of the processing plant) confirm that the processed fishery products: (product description and Combined Nomenclature code) have been obtained from catches imported under the following catch certificate (s):

1. Competent Authority (Processing Country) Endorsement			
Document number:		Name of endorsement authority:	
Official name/title:	Signature:	Date:	Seal (stamp):
Address:			
Telephone number:			
Fax number:			

2. Catch Certificate						
Catch certificate number:	Vessel name(s) and flag(s):	Validation Date(s):	Catch description:	Total landed weight (kg):	Catch processed (fish material) (kg):	Processed fishery product (kg):

3. Explanation on Processed Fishery Product		
Name of processed fishery product:	Japanese HS code of processed fishery product:	A single consignment weight of processed fishery product (kg):
Total Weight of Catch processed (fish material) (kg):	Total Weight of Processed fishery product (kg):	
Description of processed fishery product		
Processed product type:		
Processed yield rate from fish materials (%):		
Names and total estimated weight of main materials other than fish material (kg):		

4 . Explanation on Processing Plant and EU health certificate			
Name of processing plant:		Address of processing plant:	
Approval number and date of processing plant:			
EU health certificate number and date:			
5 . Signature and Seal of Responsible person of the processing plant			
Name and address:	Signature:	Date:	Seal:
6 . Signature and Seal of Exporter(if different from the processing plant)			
Name and address:	Signature:	Date:	Seal:

(別紙 8 : 加工証明書の発給申請書の様式)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名)

EU等向け輸出水産製品の加工証明書の発給申請書

下記のEU向けに輸出する加工水産製品に係る加工証明書の発給を申請します。

記

1. 加工水産製品の名称及びHSコード
2. 外国産原料種の原因国及び輸入量 (kg)
3. 加工施設の名称及び住所
4. 加工施設のEU認定番号及び日付
5. EU衛生証明書 (health certificate) 番号及び日付
6. 輸出加工水産製品重量 (kg)
7. 輸出加工水産製品金額 (千円、FOB価格)
8. 仕向国及びISOコード
9. 積込港、出港予定日及び輸送手段
10. 申請担当者の氏名及び連絡先 (電話番号、FAX番号、メールアドレス)